

## 第4章

# 歴史文化資源の保存 ・活用に関する方針



## 1. 将来像

本市は、平成18年（2006）に旧喜多方市・熱塩加納村・塩川町・山都町・高郷村の旧5市町村が合併して成立した、県下第6位の面積を誇る市です。広大な市域は多様な自然環境と歴史を有しており、喜多方市として一つに合併した今もなお、5地域それぞれで、「第3章 喜多方市の歴史文化の特徴」で示された本市の歴史文化の特徴「1 会津盆地“キタカタ”の出入口」、「2 商いのまち“喜多方”」、「3 会津“北方”の信仰とくらし」に表される地域の個性が見られます。

「喜多方市総合計画」で示された本市の将来の都市像は「力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち」であり、歴史文化資源に関する施策として

「地域に残る自然や歴史・文化等の保存と活用」が挙げられています。年間180万人が訪れる観光都市として、地域に残る歴史文化資源の観光産業への活用が進められているものの、その対象は限定的で、活用に至るための歴史文化資源の調査状況は各地域によって違いがあり、それらの保護体制も個別的で連携が図られていません。

こういった現状と課題を踏まえての本市の望ましい姿は、市民と行政が一つとなり、市内全域で歴史文化資源を継承していくための保存・活用に連携して取り組むことによって、地域の個性である歴史文化の特徴を後世に伝えていくことであると考えられます。歴史文化の特徴は、本市の地域らしさを示すものであり、これからの本市の在り方を方向付けていく一条件となります。

よって、本市が作成する地域計画は、各地域の歴史文化資源を市全体の財産として捉え、地域間で偏りのない調査・研究や保存・管理、防災・防犯対策等を行ってその価値を将来へ受け継いでいくとともに、市民及び地域、行政等、地域総がかりで、歴史文化資源の価値や魅力の普及啓発・情報発信、各地域の歴史文化資源を結び付けての交流人口の増加や経済活性化等の地域振興への展開、さらにそれらが可能となる体制の構築を目指します。

以上のことから、本市の歴史文化資源の保存・活用の将来像を以下のように定めます。

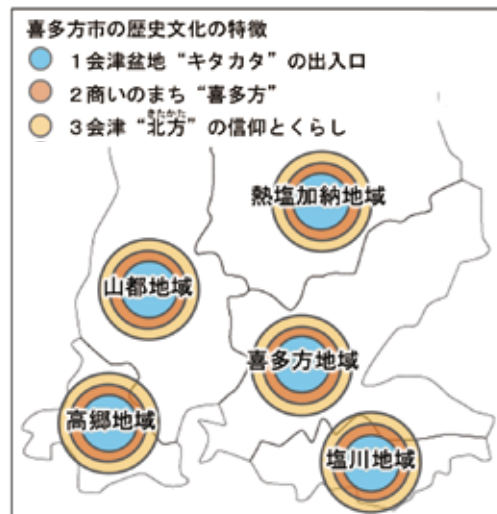


図 4-1：市全域で確認できる歴史文化の特徴

### 地域の特色ある歴史文化資源をみんなで

### まもり、いかし、一つにつながるまち 喜多方

まもる…地域間で偏りのない「調査・研究」や「保存・管理」、「防災・防犯」等を行い、歴史文化資源を守っていきます。

いかす…地域総がかりで市内外に向けた「情報発信・普及啓発」や、各地域の歴史文化資源を結び付けた「地域振興への展開」等によって、歴史文化資源をいかしていきます。

つながる…みんなで歴史文化資源を守り、いかす「体制」を構築し、市内全域を一つにつなげ、歴史文化資源を未来につなげていきます。

## 2. 保存・活用に関する課題

本市の将来像を実現するにあたり、解決していくべき課題を、「第3章 喜多方市の歴史文化の特徴」までの内容及び令和2～3年度（2020～2021）に市が実施したアンケート結果等を踏まえて、以下のように抽出・分類します。

### （1）「まもる」に関する課題

#### ①調査・研究

##### ア. 未指定文化財の把握調査・現状確認の不足

未指定文化財は、現在1,446件が把握されています。そのうち約61%（879件）は、文献等から把握しやすい有形文化財や有形の民俗文化財が占めており、無形文化財や名勝地、文化的景観等の把握は進んでいません。

特に、山都地域や高郷地域では、過去に調査が行われた彫刻や古文書、遺跡等の現況把握が進んでおらず、これまでに把握されたもの以外にも多く存在していると考えられ、更なる調査の必要性があります。

##### イ. 歴史文化資源を価値付けるための調査・研究の不足

把握調査や現状確認が行われている歴史文化資源であっても、価値付けのための詳細調査が未実施または未完了の箇所が存在しています。

##### ウ. 歴史文化資源の既存調査データが未整理

これまでの調査・研究で蓄積された歴史文化資源に関するデータや、調査・研究に使用した資料等が未整理であり、それらの確実な蓄積や容易な閲覧を可能にする媒体やデータ更新の仕組みも未整備となっています。

#### ②保存・管理

##### ア. 歴史文化資源の破損・経年劣化の増加と放置

歴史文化資源の破損及び劣化状況の確認不足や、確認されていても対応方法が分からないこと、修理等に費用がかかること等から所有者が放置している例や、保存修理事業の対象件数の多さから放置されている例が多くあり、特に、喜多方市街に集中する土蔵建築はその傾向が強く表れています。

##### イ. 継承者の減少による歴史文化資源の変容、消滅

熊野神社長床や慶徳稲荷神社の御田植祭をはじめとした歴史文化資源の保存団体は、構成人員の高齢化や減少により、継承者が途絶える危機に直面しています。

無形の民俗文化財のうち地域に密着した小規模な祭礼や行事は、写真や映像に記録されることが稀であり、将来への継承が困難な状況です。

##### ウ. 収蔵施設の老朽化による歴史文化資源の保存施設の不足

歴史文化資源に関する資料を展示・収蔵する施設は、喜多方市郷土民俗館等7か所がありますが、全ての施設で建物の老朽化や、年々増加する資料の収蔵場所の確保が課題となっています。

### ③防災・防犯

#### 歴史文化資源の防災・防犯対策の不足

指定文化財の中には、防災・防犯対策が取られていないものがあります。また、喜多方地域では、小田付伝統的建造物群や旧甲斐家蔵住宅で、古い木造建造物が群として良好に残る反面、火災に対する脆弱性が懸念され、大規模な震災等における被害が予測できない状態です。

## (2) 「いかす」に関する課題

### ①情報発信・普及啓発

#### ア. 歴史文化資源の価値や魅力についての情報発信の不足

「広報きたかた」等のパンフレットやガイドブックを中心に歴史文化資源に関する情報が発信されていますが、市民からは情報発信の取組が不足しているという声が上がっています。また、保存団体や関係団体が無形の民俗文化財を披露し人々に魅力を普及する機会や、団体同士や地域との積極的な連携が不足しています。

さらに、公開されていなかったり、公開されていても駐車場や案内板・解説板等が未整備で見学環境が十分に整っておらず、活用が進んでいない寺院等が塩川地域や熱塩加納地域をはじめとして多くあります。

#### イ. 歴史文化資源をいかした普及啓発・学校教育の機会の不足

主に市や市内教育機関、関係団体等が実施する見学会や講演会によって、歴史文化資源の普及啓発や学校教育が行われていますが、市民からは不足しているという声が上がっています。また、積極的に歴史文化資源に関わる市民意識を醸成するために、学校教育の段階で早いうちから歴史文化資源への興味・関心をはぐくむ必要があります。

### ②地域振興への展開

#### ア. 歴史文化資源を巡る観光活用の不足

市内の歴史文化資源の全体像を把握し、それらを効率的に周遊するためには、情報収集の拠点が必要ですが、そのような施設の整備や維持管理が十分ではありません。同じく周遊の拠点となる主要な歴史文化資源の観光活用のための整備も遅れています。また、地域の歴史文化資源のまとめりや市民が理解しやすいストーリーに基づいた、市内全域を対象とした観光モデルコースを設定する必要があります。

#### イ. 歴史文化資源の活用機会の不足

関係団体等によって歴史文化資源に関する様々なイベントが行われていますが、団体間の連携が十分に図れていません。市民からは、歴史文化資源を巡るガイド付きツアーや自然散策・鑑賞会等の、参加して楽しめる体験イベントの充実が望まれています。

### (3) 「つながる」に関する課題

#### 体制

##### ア. 歴史文化資源の保存・活用の体制が未構築

歴史文化資源の保存・活用に関わる所有者等や地域、専門機関等、関係団体等が各々で積極的な取組を行っていますが、各組織間での連携が十分ではなく、市内全域でつながりのある効果的な体制が構築されていません。

##### イ. 歴史文化資源の保存・活用に関わる人材の不足

市や保存団体等が歴史文化資源の保存・活用の取組を進めていくためには、市内外から歴史文化資源に関する知識や専門性を持った人材を確保する必要がありますが、そのような人材が不足しています。

### 3. 保存・活用に関する方針

将来像の実現に向けて、前項で把握した歴史文化資源の保存・活用に関する課題を踏まえ、以下のように歴史文化資源の保存・活用に関する方針を設定します。

#### (1) 「まもる」に関する方針

##### ①調査・研究

前項「(1)『まもる』に関する課題」「①調査・研究」に示された課題を解決するため、これまで把握・詳細調査や現状確認が行われていない歴史文化資源の調査を進めて知識や情報を得るとともに、研究データの整理によって更なる理解を深め、新たな知見を得るための研究へとつなげていく取組を行います。

##### 方針1 実態把握調査の継続的実施

市内の歴史文化資源について、分布状況や現況を広く把握するための調査を継続的にを行います。未指定文化財は、既存調査報告書や令和2～3年度(2020～2021)に実施したアンケート調査を基に調査の対象を決定し、把握の進んでいない有形文化財や無形文化財、記念物、文化的景観から優先的に調査を進め、保存の対象を明確化していきます。

##### 方針2 調査・研究による価値付けの深化

把握した歴史文化資源のうち、詳細調査が必要なものについて、更なる専門的な調査・研究を行い、歴史文化資源としての価値付けを検討します。

##### 方針3 調査データ整理・一元化の推進

調査で得られたデータや既存資料を一元的に整理・管理し、将来的な調査・研究や外部への公開につなげます。

##### ②保存・管理

前項「(1)『まもる』に関する課題」「②保存・管理」に示された課題を解決するため、歴史文化資源の保存やそれに携わる人々に対する支援、施設整備等を行い、歴史文化資源を確実に将来へ受け継いでいきます。

##### 方針1 既存の指定等制度による保護の推進

文化財保護法に基づく指定等制度によって、歴史文化資源の指定・登録や、補助金や助成金を用いての維持や修理、記録、所有者・保存団体・管理団体への支援等を行います。

##### 方針2 破損・劣化状況の把握と修理計画の作成

市民を対象とした相談会やパトロール、アンケート等によって歴史文化資源の破損・劣化状況を把握し、指定等文化財については長期的な修理計画を作成します。

##### 方針3 支援事業の充実と整備

未指定文化財を対象にした支援制度の創設や既存制度の拡充を行い、新たな人的・財政的支援事業による、より確実な歴史文化資源の保護に繋がります。

##### 方針4 展示・収蔵施設の整備

郷土民俗館をはじめとして、不足している歴史文化資源の展示・収蔵場所を整備します。

### ③防災・防犯

前項「(1)『まもる』に関する課題」「③防災・防犯」に示された課題を解決するため、災害時に歴史文化資源を守るための対策と体制構築に取り組みます。

#### 方針1 防災・防犯事業の整備

指定等文化財から優先的に、歴史文化資源の消防訓練や防災・防犯に関する市からの情報提供、防災計画の策定等の防災事業を整備します。特に、小田付伝統的建造物群や旧甲斐家蔵住宅等の木造建造物が良好に残り、観光客も多く訪れる喜多方地域では、より火災や震災への対策を強化します。

#### 方針2 防災・防犯に関する体制の構築

災害及び犯罪が発生した際や平時の対策において、市、歴史文化資源の所有者、市防災・防犯機関等が各自の役割を認識し、情報を共有しながら連携を取って歴史文化資源を守ることのできる体制を構築します。

### (2)「いかす」に関する方針

#### ①情報発信・普及啓発

前項「(2)『いかす』に関する課題」「①情報発信・普及啓発」に示された課題を解決するため、歴史文化資源の価値や魅力について、より分かりやすく市内外の人々に発信する取組を行い、歴史文化資源の継承につなげます。

#### 方針1 価値・魅力を伝える取組の強化

これまでの取組を強化し、市内外に伝わりやすい様々な方法での歴史文化資源の情報公開や普及を行います。また、取組の成果を整理して、将来的には本市の歴史文化資源について学ぶ「喜多方学講座」を実施します。

#### 方針2 指定等文化財の公開活用の促進と環境整備

未公開の指定等文化財について、必要に応じて見学が可能な整備を行い、公開します。

#### 方針3 周辺環境等の整備

屋外に位置する建造物や遺跡等の歴史文化資源の見学に必要な整備を行います。

#### 方針4 市内教育機関等との連携による学習機会の創出

市や市内教育機関、市関係機関、専門機関等と連携し、出前授業や講座等の学習機会を作ります。

#### ②地域振興への展開

前項「(2)『いかす』に関する課題」「②地域振興への展開」に示された課題を解決するため、市内外の人々が楽しみながら歴史文化資源への理解を深めることのできる取組を行い、交流人口の増加や経済活性化による地域振興につなげます。

#### 方針1 観光活用の拠点となる施設・史跡整備

市内の歴史文化資源全体についての情報収集・発信や周遊の拠点となる施設・史跡等を整備します。

## 方針2 観光・周遊ルートの設定

ストーリーで繋がる複数の歴史文化資源の抽出や、それらを合わせて訪れることで本市の歴史文化の特徴への理解が深まる、まとまりある歴史文化資源の抽出や、それらを巡るためのルート設定を行います。

## 方針3 活用機会の創出

歴史文化資源を活用した新たなイベント等を創出します。

### (3) 「つながる」に関する方針

#### 体制

前項「(3) 『つながる』に関する課題」に示された課題を解決するため、歴史文化資源を将来へ継承していくために必要な体制の構築に取り組みます。

#### 方針1 保存・活用に関する体制の構築

本計画に基づいて歴史文化資源の保存・活用を進めるため、市、所有者等、地域、市民、市関係機関、市防災・防犯機関、市内教育機関、関係団体等が連携して取組を推進していく体制や、取組に対する評価の仕組みを構築します。

#### 方針2 専門人材の育成

市の歴史文化資源の保存・活用に関わる人材の専門性を向上させます。

#### 方針3 外部人材の活用

歴史文化資源の保存・活用を推進するために不足している人材を外部から登用することによって、新たな考え方や技能を用いた歴史文化資源の保存・活用に取り組みます。無形の民俗文化財については、外部からも一般の人々に祭り等に参加してもらうことで、普及啓発と継承に繋がります。

